

## 計量証明検査の免除について（案）（意見照会）

平成18年11月2日

### 1. 現状

- ・計量証明検査の対象となっている特定計量器を分類すると以下の3類型に分類される。
  - A. 検定の有効期間がある特定計量器（騒音計、振動レベル計、濃度計）
  - B. 検定の有効期間がないが、定期検査を要する特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり、皮革面積計）。ただし、法第19条第1項第1号により計量証明事業者が使用する特定計量器は定期検査の対象外
  - C. 検定の有効期間が無く、定期検査も要しない特定計量器（ベックマン温度計、ボンベ型熱量計）
- ・これらについて、計量証明検査を受けるべき期間は次のとおり。
  - A. 3年（騒音計、振動レベル計、濃度計）
  - B. 2年（非自動はかり、分銅及びおもり）、1年（皮革面積計）
  - C. 5年（ベックマン温度計、ボンベ型熱量計）
- ・この計量証明検査を受けるべき期間の設定について、考え方は次のとおりと考えられる。
  - A. の特定計量器については、検定有効期間が5年（騒音計）、6年（振動レベル計）、6年又は8年（濃度計）とされており、検定有効期間等を考慮して、計量証明検査期間を設定した。なお、過去の改正においては、検定有効期間の延長等に伴い、計量証明検査期間を2年から3年に延長している。
  - B. の特定計量器については、計量証明検査と定期検査の二重規制を避けるために、計量証明事業者が使用する特定計量器は定期検査の対象外となっている（法第19条第1項第1号）ことから、定期検査を受けるべき期間を適用した。
  - C. の特定計量器については、検定の有効期間がなく、かつ定期検査を要せず、計量証明検査の代替として検定・検査が行われないことから、計量証明検査を行う必要があり、各特定計量器の技術的特性による機能劣化の生じる期間の長さを考慮し、5年と設定した。

### 2. 問題点

- ・自治体からは、A. の特定計量器について、検定と計量証明検査の内容が類似している（機種によっては全く同じ内容である）にも関わらず、両方を実施することが事業者にとってわかりにくいという声があるとの指摘がある。そのため、有効期間のある特定計量器については、計量証明検査を免除すべきとの意見がある。

### 3. 改正の考え方

- ・検定は「適正な計量器の供給」を目的として行われ、検定の有効期間は統計的に、この期間中は精度、性能が保証できるという前提で定められたものである。他方、計量証明検査は使用者が適正な計量器を管理しているか「計量管理の確認」の観

点から行われている。

検定と計量証明検査は、目的は異なるが、検定・検査に係る申請者の負担軽減を目的として、平成4年の計量法改正時に計量証明検査の免除制度が導入されている。

検定と計量証明検査の技術基準や検査方法等、技術的な観点から比較した場合、計量証明検査は検定より厳しい規制ではない。また、ほぼ全ての計量証明検査が検定の基準や方法等の一部を準用していることから、事業者にとってはほぼ同じ内容の検定・検査を受けていることとなる。

そのため、計量証明検査を免除すべきとの意見を踏まえ、一部の特定計量器は検定の期間満了に伴って再び検定を受けなおす義務が課せられており、適正な計量器の供給は担保できることから、法で規定された基準を満たした計量証明事業者が扱う範囲内においては、「計量証明検査を受けることを要しない期間」を現行より延長することは可能と考えられる。

なお、当該改正をした場合であっても、引き続き計量証明事業者の計量管理について、都道府県と協力し、確認を行っていく必要がある。

(注) 計量証明検査は使用者が適正な計量器を管理しているか「計量管理の確認」の観点から行われるものであり、検定は「適正な計量器の供給」の観点から行われるものであり、その趣旨が異なることから、完全に計量証明検査を検定で代用することは困難である。なお、計量法においては、すでに計量証明検査の重複を免除する規定があるため、法改正を要しない。

#### 4. 改正案

計量法施行令別表5で定める「計量証明検査を受けるべき期間」と「計量証明検査を受けることを要しない期間」を同一とする。

なお、一号から四号については、検定の有効期間がある計量器ではないが、初回検定（型式承認に属し（一部のボンベ型熱量計を除く。）製造した場合含む。）又は改造若しくは修理後の検定時に、法第116条第1項第1号により計量証明検査の免除の対象となるため、同様に改正する。

#### 別表第五(第二十九条関係)

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間
一 非自動はかり、分銅及びおもり	二年	<u>二年</u>
二 バックマン温度計	五年	<u>五年</u>
三 皮革面積計	一年	<u>一年</u>
四 ボンベ型熱量計	五年	<u>五年</u>
五 騒音計	三年	<u>三年</u>
六 振動レベル計	三年	<u>三年</u>

七 濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。)	三年	<u>三年</u>
--------------------------------------	----	-----------